

ま え が き

近年、技術革新や情報化が急速に進展する中で、職業能力開発施設では、民間企業の多様な人材育成ニーズに対応した職業訓練を積極的に展開し、地域における職業能力開発のための総合的なセンターとしての機能を発揮しようとしているところである。

このため、各職業能力開発施設とも地域の産業界のニーズに対応した新たな職業訓練コースの開発に取り組んできているところであるが、訓練コースに見合った教材が見あたらないので、訓練コースに合った教材を作成しなければならない。そして、最近ではその教材づくりの機会も訓練コースの拡大に伴って次第に増えてきている。

このような状況の下で、残念ながら、教育のため、訓練生のためであれば許されるだろうというような安易な気持ちから、他人の著作物を無断で、複製、借用して教材として使用するケースが見受けられる。しかし、そのような行為は決して許されることではない。そもそも、教材づくりは、創作であるということをしっかり認識し、分かりやすく教えやすい教材を作成する必要がある。

そこで、当研修研究センターでは、このように職業能力開発施設において作成される教材、いわゆる自作教材の作成が著作権制度を尊重しながら作られるよう、自作教材の作り方のマニュアルづくりに取り組んできたところである。

しかし、最近とみに指導員から著作権に関する問題についての照会が増えてきている状況等に鑑み、上記マニュアルづくりの一環として自作教材作成に関する著作権法上の問題をできるだけ分かりやすく紹介することとし、本書を作成することとした。

本書が指導員の方々の自作教材づくり等の参考になれば幸いである。

最後に本書を取りまとめるに当たって、実教出版（株）の太田祐治出版課長、深沢博文氏、（社）日本著作権協議会の谷井精之助氏、二瓶和紀氏の各氏にご指導を賜ったことをこの場を借りて深く感謝する次第である。

平成9年3月

職業能力開発大学校
研修研究センター

教材情報資料 No. 69

教材作成と著作権

発行	1997年3月
編集・発行人	職業能力開発大学校研修研究センター 〒229-11 相模原市橋本台4-1-1 TEL 0427-63-9047(広報普及室)
印刷	協業組合 東京ジェーピー 〒105 東京都港区西新橋2-37-6 TEL 03-3578-3311
